# 厚木市立未来・図書館条例及び施行規則の骨子

| No. | 項目 | 規定内容 | 条例 | 規則 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 設置 | 図書、記録その他必要な資料を市民の利用に供し、その教養及び調査研究等に資するとともに、市民の好奇心及び探究心を育む体験の機会を提供し、もって市民一人一人の豊かな未来の実現に寄与するため設置することを規定します。 | ○ | |
| 2 | 名称・位置 | 名称と位置について規定します。<br>(1) 名称　厚木市未来・図書館<br>(2) 位置　厚木市中町１丁目２番１号 | ○ | |
| 3 | 休館日 | 休館日を次のとおりとすることを規定します。<br>(1) 年末年始（12 月 29 日～１月３日）<br>(2) 特別整理期間として市長が定める期間<br>(3) その他、市長が「定める日」及び「必要と認める場合」 | | ○ |
| 4 | 施設 | 未来・図書館は、次に掲げる施設で構成することを規定します。<br>(1) 図書館<br>(2) プラネタリウム兼多目的ホール<br>(3) 工房<br>(4) 天体観望ルーム<br>(5) イベント広場<br>(6) 屋外広場<br>(7) その他設置目的を達成するために必要な施設 | ○ | |
| 5 | 開館時間 | 午前９時から午後９時までとします。<br>ただし、「４ 施設」の(1)図書館、(3)工房、(4)天体観望ルーム、(7)その他設置目的を達成するために必要な施設は、市長が別に定める時間とすることを規定します。 | | ○ |
| 6 | 使用の許可 | (1) 施設や設備の使用に当たり、市長の許可を受けることを規定します。<br>(2) 許可に当たり、市長は条件を付すことを規定します。<br>(3) 市長は、次のいずれかに該当する場合は、許可をしないことを規定します。<br>ア 秩序を乱し、公益を害するおそれがある場合<br>イ 施設や設備を損傷させるおそれがある場合<br>ウ 管理上支障があると認められる場合<br>(4) 使用の申請や許可の手続きを規定します。 | ○ | ○ |

| No. | 項目 | 規定内容 | 条例 | 規則 |
|---|---|---|---|---|
| 7 | 入館制限・<br>遵守事項 | (1) 市長は、他人に危害や迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合は、入館を拒否することができることを規定します。<br>(2) 入館者が守らなくてはならない事項を規定します。<br>ア 危険な物品や不潔な物品を持ち込まないこと<br>イ 附属設備を館外に持ち出さないこと<br>ウ 騒音や怒声等を発したり、暴力を用いたりする等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと<br>エ 関係職員の指示に従うこと など | | ○ |
| 8 | 特別な設備・<br>原状回復 | (1) 施設の使用に当たり、特別の設備を設置する場合や、既存の設備を変更する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないことなどを規定します。<br>(2) (1)の使用が終了したときは、直ちに原状回復をしなければならないことを規定します。 | ○ | |
| 9 | 観覧料等の<br>徴収 | (1) プラネタリウムの観覧料を徴収すること及び観覧料の額を規定します。<br>(2) プラネタリウム兼多目的ホール、工房、天体観望ルーム、イベント広場及び屋外広場の貸切利用に係る使用料を徴収すること及び使用料の額を規定します。<br>(3) 観覧料等を減免することができることを規定します。<br>(4) 納付された観覧料等は、原則として還付しないことを規定します。 | ○ | ○ |
| 10 | 資料等の<br>館外貸出し | (1) 館外貸出しをする資料等及び貸出しの区分（個人又は団体）を規定します。<br>(2) 館外貸出しを受けることができる者を規定します。<br>(3) 館外貸出しを受けようとする者は、登録を受けなければならないことを規定します。<br>(4) (3)の登録を受けたものに、利用者登録証を交付することを規定します。<br>(5) 登録の有効期間（３年）を規定します。<br>(6) 館外貸出しの数量と期間を規定します。<br>ア 個人貸出し<br>(ｱ) 数量 ①図書資料 10 冊以内<br>②視聴覚資料 ５点以内<br>③電子書籍 ３点以内<br>④体験用物品 ２点以内<br>(ｲ) 期間 14 日間<br>イ 団体貸出し<br>(ｱ) 数量 １団体につき 300 冊以内<br>(ｲ) 期間 180 日以内 | | ○ |

| No. | 項目 | 規定内容 | 条例 | 規則 |
|---|---|---|---|---|
| 11 | 館外貸出しの停止等 | 次のいずれかに該当する場合は、館外貸出しを一時停止又は館外貸出しの登録を取り消すことができることを規定します。<br>(1) 貸出期間満了後、督促してもなお返納を怠った場合<br>(2) 事実を偽って館外貸出しの登録を受けたことが明らかになった場合<br>(3) 利用者登録証を他人に譲渡や貸与した場合 | | ○ |
| 12 | 亡失等の届出 | 入館者や館外貸出しを受けた者が資料等を亡失、汚損したときや、施設等を損傷、滅失したときは、直ちにその旨と理由を届け出て、その指示を受けなければならないことを規定します。 | | ○ |
| 13 | 未来・図書館協議会 | 未来・図書館の運営について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、意見を述べる機関を設置することや委員の定数、構成、任期などを規定します。<br>(1) 定数　７人以内<br>(2) 構成　ア 公募による市民<br>イ 学識経験者<br>ウ 学校教育の関係者<br>エ 社会教育の関係者<br>オ 家庭教育の向上に資する活動を行う者<br>(3) 任期　２年 | ○ | |
| 14 | 関係条例の廃止及び改正 | 未来・図書館条例等の制定に伴い、次の条例を廃止及び改正することを規定します。<br>(1) 廃止<br>ア 厚木市立図書館条例・同施行規則<br>イ 厚木市立子ども科学館条例・同施行規則<br>(2) 改正<br>ア 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例<br>イ 厚木市ラブホテル建築規制条例<br>ウ 厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例 | ○ | ○ |
| 15 | 施行日 | 厚木市役所位置設定条例の一部を改正する条例の施行の日から施行することを規定します。 | ○ | ○ |

# 厚木市立未来・図書館条例及び施行規則の
# 骨子の解説

市民交流部　中央図書館

## 1　厚木市立未来・図書館条例制定の趣旨等について

### (1) 条例制定の趣旨

令和10年１月の供用開始を予定している複合施設のうち、図書館機能、未来館機能及び連携機能について、地方自治法第244条に規定される公の施設として設置するため、同法第244条の２第１項の規定に基づき厚木市立未来・図書館条例を制定するものです。また、同条例の制定に伴い、厚木市立図書館条例及び厚木市立子ども科学館条例を廃止するものです。

ア　図書館機能・・・図書館法に基づく公立図書館としての機能
イ　未来館機能・・・プラネタリウム兼多目的ホール、ティーンズラウンジ、
　　体験・展示コーナー、ミニ自然園、実験室、工房、
　　天体観望ルーム
ウ　連携機能・・・・インフォメーション、インデックス、ギャラリー、
　　市民ラウンジ、イベント広場、屋外広場

※ 別紙「参考資料」 の施設概要をご覧ください。

### (2) 条例制定の検討に当たって留意した事項

ア　昨年８月に策定した未来・図書館管理運営方針において、プラネタリウム兼多目的ホールにおける番組投影の観覧のほか、プラネタリウム兼多目的ホール、天体観望ルーム、イベント広場の貸切利用、工房の専用利用は有料（以下「有料諸室」という。）とする方向性を示しました。

有料諸室の使用料の設定に当たっては、市が示している「受益者負担見直しに関する基本方針（公の施設の使用料編）」における考え方に基づき、利用促進の視点や市内又は他市類似施設を参考に検討を行いました。また、利用可能時間や受付期間について、市内類似施設を参考に検討を行いました。

イ　図書館機能の蔵書資料については、館内での閲覧のほか館外貸出しを行っています。館外貸出しに当たっては、利用者登録を行った上で、貸出しの冊数や期間を設定していますが、利用者ニーズや他市の状況を踏まえ見直しを行いました。

ウ　現在、厚木市立図書館条例に図書館法の規定に基づく図書館協議会に関する事項を規定しています。未来館機能を含む未来・図書館の運営に当たり、附属機関としての審議事項を整理し、組織名称や委員構成について検討を行いました。

## ２　厚木市立未来・図書館条例及び施行規則の骨子の解説

| No. | 項目 | 規定内容 | 条例 | 規則 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 設置 | 図書、記録その他必要な資料を市民の利用に供し、その教養及び調査研究等に資するとともに、市民の好奇心及び探究心を育む体験の機会を提供し、もって市民一人一人の豊かな未来の実現に寄与するため設置することを規定します。 | ○ | |

【市の考え方】

未来・図書館の基本理念・基本方針 別紙「参考資料」 を踏まえ、設置目的を示しています。

| No. | 項目 | 規定内容 | 条例 | 規則 |
|---|---|---|---|---|
| 2 | 名称・位置 | 名称と位置について規定します。<br>(1) 名称　厚木市未来・図書館<br>(2) 位置　厚木市中町１丁目２番１号 | ○ | |

【市の考え方】

(1) これまで施設整備に当たって図書館及び（仮称）未来館としてきた施設の名称について、市民の皆様それぞれが描く未来の創造につなげる施設とするために、「未来のための図書館」や「未来をつくる図書館」、「未来を考える図書館」、「未来を生きるための図書館」など、市民の皆様一人一人が未来志向で様々な捉え方をしてもらいたいという思いを込めた「・(中点)」を未来と図書館の間に入れ、厚木市未来・図書館としています。

(2) 位置は、建物の所在地としています。

| No. | 項目 | 規定内容 | 条例 | 規則 |
|---|---|---|---|---|
| 3 | 休館日 | 休館日を次のとおりとすることを規定します。<br>(1) 年末年始（12 月 29 日～１月３日）<br>(2) 特別整理期間として市長が定める期間<br>(3) その他、市長が「定める日」及び「必要と認める場合」 | | ○ |

【市の考え方】

休館日は、(1)年末年始や(2)蔵書点検（図書館や公民館図書室にある本が、登録データと一致するかを１冊ずつ確認する作業のほか、行方不明の本を見つけたり、本の並びを整えたりする作業）を行うための特別整理期間（年１回・１週間程度）とすることとします。また、(3)その他、市長が「定める日」及び「必要と認める場合」として、プラネタリウム等の設備や業務システムなどの点検・保守等により休館しなければならない場合等を想定しています。

| No. | 項目 | 規定内容 | 条例 | 規則 |
|---|---|---|---|---|
| 4 | 施設 | 未来・図書館は、次に掲げる施設で構成することを規定します。<br>(1) 図書館<br>(2) プラネタリウム兼多目的ホール<br>(3) 工房<br>(4) 天体観望ルーム<br>(5) イベント広場<br>(6) 屋外広場<br>(7) その他設置目的を達成するために必要な施設 | ○ | |

【市の考え方】

未来・図書館は、図書館法に基づく(1)図書館、貸出施設とする(2)～(6)及び(7)設置目的を達成するために必要な施設（１階市民ラウンジ、１階ギャラリー、２階ティーンズラウンジ、５階体験・展示コーナーなど）で構成することとします。

| No. | 項目 | 規定内容 | 条例 | 規則 |
|---|---|---|---|---|
| 5 | 開館時間 | 午前９時から午後９時までとします。<br>ただし、「４ 施設」の(1)図書館、(3)工房、(4)天体観望ルーム、(7)その他設置目的を達成するために必要な施設は、市長が別に定める時間とすることを規定します。 | | ○ |

【市の考え方】

開館時間は、市民サービス向上の視点での検討を踏まえ、規定内容のとおり設定することとします。

なお、市長が別に定める時間とは、５階フロアは午前９時から午後７時までとし、１階の市民ラウンジやギャラリーは市庁舎の開扉時間から利用できることとします。

| No. | 項目 | 規定内容 | 条例 | 規則 |
|---|---|---|---|---|
| 6 | 使用の許可 | (1) 施設や設備の使用に当たり、市長の許可を受けることを規定します。<br>(2) 許可に当たり、市長は条件を付すことを規定します。<br>(3) 市長は、次のいずれかに該当する場合は、許可をしないことを規定します。<br>ア 秩序を乱し、公益を害するおそれがある場合<br>イ 施設や設備を損傷させるおそれがある場合<br>ウ 管理上支障があると認められる場合<br>(4) 使用の申請や許可の手続きを規定します。 | ○ | ○ |

【市の考え方】

(1) 市民ラウンジやミニ自然園など一般開放している施設やその設備を使用する場合及びプラネタリウムの投影を観覧する場合などを除き、施設等を使用する際は、市長の許可を受けなければならないこととします。

(2) 使用の許可に当たっては、大きな音や振動を出すおそれがある場合など管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができることとします。

(3) ア～ウのおそれがある場合は、使用を許可しないことができることとします。また、許可の取消しや使用を中止させることができることとします。

(4) 使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書を市長に申請し、その使用を許可するときは使用許可書を申請者に通知することとします。

| No. | 項目 | 規定内容 | 条例 | 規則 |
|---|---|---|---|---|
| 7 | 入館制限・遵守事項 | (1) 市長は、他人に危害や迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合は、入館を拒否することができることを規定します。<br>(2) 入館者が守らなくてはならない事項を規定します。<br>ア 危険な物品や不潔な物品を持ち込まないこと<br>イ 附属設備を館外に持ち出さないこと<br>ウ 騒音や怒声等を発したり、暴力を用いたりする等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと<br>エ　関係職員の指示に従うこと　など | | ○ |

【市の考え方】

(1) 入館しようとする者又は入館者が、他人に危害や迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合などは、入館を拒否し、又は退館させることができることとします。

(2) 入館者が施設の利用や使用に当たり、守らなくてはならない事項を規定します。

| No. | 項目 | 規定内容 | 条例 | 規則 |
|---|---|---|---|---|
| 8 | 特別な設備・原状回復 | (1) 施設の使用に当たり、特別の設備を設置する場合や、既存の設備を変更する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないことなどを規定します。<br>(2) (1)の使用が終了したときは、直ちに原状回復をしなければならないことを規定します。 | ○ | |

【市の考え方】

(1) 施設を使用する際に、簡易的なステージなどの特別な設備を設置したり、スロープを設置したりするなど既存の設備に変更を加える場合は、事前に許可を受けなければならないこととします。

(2) 使用後は直ちに原状回復をしなければならないこととします。なお、条例や施行規則に違反し、使用許可を取り消された場合や使用を中止された場合も同様とします。

| No. | 項目 | 規定内容 | 条例 | 規則 |
|---|---|---|---|---|
| 9 | 観覧料等の徴収 | (1) プラネタリウムの観覧料を徴収すること及び観覧料の額を規定します。<br>(2) プラネタリウム兼多目的ホール、工房、天体観望ルーム、イベント広場及び屋外広場の貸切利用に係る使用料を徴収すること及び使用料の額を規定します。<br>(3) 観覧料等を減免することができることを規定します。<br>(4) 納付された観覧料等は、原則として還付しないことを規定します。 | ○ | ○ |

【市の考え方】

(1) プラネタリウムを観覧する場合、条例で定める観覧料を徴収することとします。

(2) プラネタリウム兼多目的ホール、工房、天体観望ルーム、イベント広場及び屋外広場を貸切利用する場合、条例で定める使用料を徴収することとします。

(3) 現在の子ども科学館での取り扱いと同様に、観覧料等は減免することができることとします。

(4) 納付された観覧料等は、原則として還付しないこととします。

※ 条例に規定する観覧料等の額は次のとおりです。

なお、観覧料等の額の設定に当たっては、市が示している「受益者負担見直しに関する基本方針」の考え方をもとに、施設の使用に係る人件費や光熱費等のコストを算出し、利用促進の視点や市内又は他市の類似施設の使用料などを参考に設定します。

９－１　プラネタリウム観覧料（個人）

| 区分 | | 観覧料 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 個人 | | 団体（30人以上１人につき） |
| | | 観覧券（１回分） | 定期観覧券 | 観覧券（１回分） |
| 大人 | 市内 | 400円 | 2,400円 | 300円 |
| | 市外 | 480円 | 2,880円 | 360円 |
| 小人 | 市内 | 200円 | 1,200円 | 150円 |
| | 市外 | 240円 | 1,440円 | 180円 |

【市の考え方】

(1) 観覧することができるものは、個人又は団体とします。

(2) 「小人」とは、高校生以下の者をいいます。なお、未就学児は無料とします。

(3) 「大人」とは、小人に規定する者以外の者をいいます。

(4) 「市内」とは、市内に居住、通勤、通学する個人又は主にこれらの者で構成される団体が観覧する場合の観覧料をいい、「市外」とは、それ以外のものが観覧する場合の観覧料をいいます。

(5) 公共施設の相互利用に関する協定に基づき、愛川町又は清川村に居住、通勤、通学する個人又は主にこれらの者で構成される団体が観覧する場合は観覧料については、市内の区分とします。

(6) 「定期観覧券」とは、発行の日から起算して１年間、回数に制限なくプラネタリウムによる投影を観覧することができる観覧券をいいます。

(7) 「団体」の観覧料は、30人以上の団体で観覧する場合の、１人当たりの観覧料をいいます。

(8) 市内の小学生及び中学生については、夏休み期間中の観覧料は免除します。

(9) 市内の学校（中学校まで）や児童福祉施設、青少年団体及び障害者施設などの団体利用については、観覧料を免除します。

(10) 障害者手帳をお持ちの方などについては、観覧料を免除します。

９－２　プラネタリウム兼多目的ホール、イベント広場、屋外広場（個人・団体・法人）

| 施設 | 区分 | 使用料（１時間につき） | |
|---|---|---|---|
| | | 市内 | 市外 |
| プラネタリム兼多目的ホール | ホール使用料 | 1,200円 | 2,400円 |
| | 投影機器を使用する場合の加算額 | 3,700円 | 7,400円 |
| | 音響機器を使用する場合の加算額 | 2,100円 | 4,200円 |
| イベント広場 | | 1,000円 | 2,000円 |
| 屋外広場 | | 800円 | 1,600円 |

【市の考え方】

(1) 貸切利用することができるものは、個人、団体、法人とします。

(2) プラネタリウム兼多目的ホールの貸切利用することができる枠は、プラネタリウムの番組投影を行っていない時間帯とし、月曜日から木曜日の午後６時から午後９時及び土日祝日で月１日程度のうち、市主催行事等を行っていない時間帯を想定しています。

(3) イベント広場及び屋外広場の貸切利用することができる枠は、午前９時から午後９時のうち、市主催行事等を行っていない時間帯を想定しています。

(4) 予約の受付は、利用日の12か月前から20日前までとします。

(5) 「市内」とは、次に掲げるものが使用する場合の使用料をいい、「市外」とはそれ以外のものが使用する場合の使用料をいいます。

ア　市内に居住、通勤、通学する個人

イ　主にアに規定する者で構成される団体（法人を除く。）

ウ　市内に事務所又は事業所がある法人

(6) 公共施設の相互利用に関する協定に基づき、次に掲げるものが使用する場合の使用料については、市内の区分とします。

ア　愛川町又は清川村に居住、通勤、通学する個人

イ　主にアに規定する者で構成される団体（法人を除く。）

ウ　愛川町又は清川村に事務所又は事業所がある法人

(7) 入場料等を徴収する場合又は使用目的が物品の展示販売その他営利を目的とする行為の場合の使用料は、市内・市外それぞれでこの表に示す額の２倍の額とします。

(8) 「投影機器・音響機器を使用する場合の加算額」は、ホール使用料に加え、使用する機器に応じて表に示す料金を加算します。

９－３　工房（個人）

| 施設 | 区分 | | 使用料（１人１時間につき） | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 市内 | 市外 |
| 工房 | アナログ工房 | 大人 | 100円 | 120円 |
| | | 小人 | 50円 | 60円 |
| | デジタル工房 | 大人 | 100円 | 120円 |
| | | 小人 | 50円 | 60円 |

【市の考え方】

(1) 貸出利用することができるものは、個人のみとします。

(2) 貸出利用することができる枠は、午前９時から午後７時のうち、市主催行事等を行っていない時間帯を想定しています。

(3) 予約の受付は、利用日の２週間前から当日までとします。

(4) 設置する機器から安全の確保を考慮し、利用することができるものは次のとおりとします。

ア　アナログ工房を利用できる者は、高校生以上とします。

イ　デジタル工房を利用できる者は、中学生以上とします。

(5) 「市内」とは、市内に居住、通勤、通学する個人が使用する場合の使用料をいい、「市外」とは、それ以外の者が使用する場合の使用料をいいます。

(6) 公共施設の相互利用に関する協定に基づき、愛川町又は清川村に居住、通勤、通学する個人が使用する場合は使用料については、市内の区分とします。

(7) アナログ工房の「小人」とは、高校生をいいます。

(8) デジタル工房の「小人」とは、中学生及び高校生をいいます。

９－４　天体観望ルーム（個人・団体・法人）

| 施設 | 使用料（１時間につき） | |
|---|---|---|
| | 市内 | 市外 |
| 天体観望ルーム | 1,800円 | 3,600円 |

【市の考え方】

(1) 貸切利用することができるものは、個人、団体又は法人（10人以下）とします。

(2) 貸切利用することができる枠は、金・土曜日の午後５時から午後９時のうち、市主催行事等を行っていない時間帯を想定しています。

(3) 予約の受付は、利用日の３か月前から前日までとします。

(4) 「市内」とは、次に掲げるものが使用する場合の使用料をいい、「市外」とはそれ以外のものが使用する場合の使用料をいいます。

ア　市内に居住、通勤、通学する個人

イ　主にアに規定する者で構成される団体（法人を除く。）

ウ　市内に事務所又は事業所がある法人

(5) 公共施設の相互利用に関する協定に基づき、次に掲げるものが使用する場合の使用料については、市内の区分とします。

ア　愛川町又は清川村に居住、通勤、通学する個人

イ　主にアに規定する者で構成される団体（法人を除く。）

ウ　愛川町又は清川村に事務所又は事業所がある法人

(6) プラネタリウム観覧料の取扱いを踏まえ、市内の学校（中学校まで）や児童福祉施設、青少年団体及び障害者施設などの団体利用については、使用料を免除します。

| No. | 項目 | 規定内容 | 条例 | 規則 |
|---|---|---|---|---|
| 10 | 資料等の<br>館外貸出し | (1) 館外貸出しをする資料等及び貸出しの区分（個人又は団体）を規定します。<br>(2) 館外貸出しを受けることができる者を規定します。<br>(3) 館外貸出しを受けようとする者は、登録を受けなければならないことを規定します。<br>(4) (3)の登録を受けたものに、利用者登録証を交付することを規定します。<br>(5) 登録の有効期間（３年）を規定します。<br>(6) 館外貸出しの数量と期間を規定します。<br>ア 個人貸出し<br>(ｱ) 数量 ①図書資料 10 冊以内<br>②視聴覚資料 ５点以内<br>③電子書籍 ３点以内<br>④体験用物品 ２点以内<br>(ｲ) 期間 14 日間<br>イ 団体貸出し<br>(ｱ) 数量 １団体につき 300 冊以内<br>(ｲ) 期間 180 日以内 | | ○ |

【市の考え方】

(1) 館外貸出しを行う資料は、図書資料、視聴覚資料、電子書籍、体験用物品（貸出禁止とするものを除く。）とし、個人への貸出しは、全ての資料等を貸出しすることとし、団体への貸出しは、図書資料のみとすることとします。

(2) 個人貸出しを受けることができる者は、市内に居住、通勤、通学する者とします。また、「その他市長が適当と認める者」として、公立図書館の広域利用サービス・相互利用の協定を締結している相模原市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、平塚市、愛川町、清川村（８市１町１村）に居住する者とします。

(3) 館外貸出しを受けようとする者は、個人貸出しにあっては個人貸出登録申請書を、団体貸出しにあっては団体貸出登録申請書を提出し、登録を受けなければならないこととします。

(4) 貸出登録申請書を提出した者に、利用者登録交付証を交付することとします。

(5) 利用者登録の有効期間は、見直しを行った結果、これまでと同様に３年とします。

(6) 館外貸出しを行う資料の数量と期間は、見直しを行った結果、電子書籍は２点までとしていたものを３点までとし、その他の資料については、数量及び期間ともに、これまでと同様とすることとします。

| No. | 項目 | 規定内容 | 条例 | 規則 |
|---|---|---|---|---|
| 11 | 館外貸出しの停止等 | 次のいずれかに該当する場合は、館外貸出しを一時停止又は館外貸出しの登録を取り消すことができることを規定します。<br>(1) 貸出期間満了後、督促してもなお返納を怠った場合<br>(2) 事実を偽って館外貸出しの登録を受けたことが明らかになった場合<br>(3) 利用者登録証を他人に譲渡や貸与した場合 | | ○ |

【市の考え方】

(1)～(3)の事実を確認した場合、館外貸出しを一時停止又は館外貸出しの登録を取り消すことができることとします。

| No. | 項目 | 規定内容 | 条例 | 規則 |
|---|---|---|---|---|
| 12 | 亡失等の届出 | 入館者や館外貸出しを受けた者が資料等を亡失、汚損したときや、施設等を損傷、滅失したときは、直ちにその旨と理由を届け出て、その指示を受けなければならないことを規定します。 | | ○ |

【市の考え方】

入館者や館外貸出しを受けた者が資料等を亡失、汚損したときや、施設等を損傷、滅失したときは、直ちにその旨と理由を届け出て、その指示を受けなければならないこととします。

なお、この規定に基づき、これまでと同様に資料等の弁償に関する取扱基準を定め、資料等を紛失、汚損、破損した場合は、原則として現物による弁償とすることとします。

| No. | 項目 | 規定内容 | 条例 | 規則 |
|---|---|---|---|---|
| 13 | 未来・図書館協議会 | 未来・図書館の運営について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、意見を述べる機関を設置することや委員の定数、構成、任期などを規定します。<br>(1) 定数　７人以内<br>(2) 構成　ア 公募による市民<br>イ 学識経験者<br>ウ 学校教育の関係者<br>エ 社会教育の関係者<br>オ 家庭教育の向上に資する活動を行う者<br>(3) 任期　２年 | ○ | |

【市の考え方】

未来・図書館の運営について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、意見を述べる機関として「未来・図書館協議会」を設置することとします。

なお、本協議会は、文部科学省が定める「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）」に基づく協議会とします。

(1) 定数は、調査・審議事項を踏まえ、現在の「図書館協議会」の定数６人から１人増員し、７人以内とします。

(2) 構成は、これまでと同様にア～オによる者で構成します。

(3) 任期は、これまでと同様に２年とします。

| No. | 項目 | 規定内容 | 条例 | 規則 |
|---|---|---|---|---|
| 14 | 関係条例の廃止及び改正 | 未来・図書館条例等の制定に伴い、次の条例を廃止及び改正することを規定します。<br>(1) 廃止<br>ア 厚木市立図書館条例・同施行規則<br>イ 厚木市立子ども科学館条例・同施行規則<br>(2) 改正<br>ア 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例<br>イ 厚木市ラブホテル建築規制条例<br>ウ 厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例 | ○ | ○ |

【市の考え方】

未来・図書館条例及び施行規則の制定に伴い、現在の図書館及び子ども科学館について規定した条例及び施行規則を廃止します。また、施設の設置及び協議会の名称変更に伴い、関係条例の改正を行います。

| No. | 項目 | 規定内容 | 条例 | 規則 |
|---|---|---|---|---|
| 15 | 施行日 | 厚木市役所位置設定条例の一部を改正する条例の施行の日から施行することを規定します。 | ○ | |

【市の考え方】

現在、令和10年１月の供用開始に向け、庁舎との複合施設として整備を進めていますが、具体的な供用開始日は決まっていません。未来・図書館条例の施行日については、具体的な供用開始日が決まった後に改正する厚木市役所位置設定条例の一部を改正する条例の施行の日に合わせるものです。

### ３　条例制定のスケジュール

| 時期 | 内容 |
|---|---|
| 令和８年８月 | ・行政改革調査委員会及び図書館協議会から意見聴取<br>・市民との意見交換会の開催 |
| 令和８年10月 | パブリックコメントの実施（10/15～11/16） |
| 令和８年12月 | 条例（案）策定 |
| 令和９年２月 | 厚木市議会２月定例会議議案提案 |
| 令和９年４月以降 | 市民への周知 |

参考資料

# 未来・図書館の基本理念・基本方針

## 1　基本理念

### 未来をつくる『わたしの居場所』

未来・図書館は、誰もが気軽に訪れ、ずっとここにいたい「わたしの居場所」と感じ、いい日々が続くように自分たちの未来を想像し、そのために何かしたいと考える時間が生まれるような滞在型施設を目指します。

なお、未来・図書館の特徴と目指す具体的な姿は、次のとおりです。

| No. | 特徴 | 目指す姿 |
|---|---|---|
| 1 | 市民の学び、成長、楽しみに役立つ情報拠点である図書館機能と、深く洞察し実践することで未来を生きる力を育てていくコミュニティプレイスである未来館機能との融合 | 一人一人の「見つける」「やってみる」「知る」「わかる」「探す」などの“たんきゅう（探究・探求）”と、学びのための多様な活動がつながり合い、更なる促進につなげる施設 |
| 2 | 未来・図書館と市民の生活を支える行政事務を行う庁舎機能との複合化 | 地域で豊かな生活を送るための「自治」が常に身近に感じられ、共に力を合わせて地域をより良くしていく活動につながる、住民自治を推進するための施設 |
| 3 | 幅広い年代の多様な人々が集まり、新たな発見や興味、好奇心、知恵、経験を互いに共有するための様々な場の提供 | 「わたしのこと」「誰かのこと」が「わたしたちのこと」になっていき、共に生きるために協力し合う意識が生まれ、関係性が築かれていく施設 |

こうした具体的な姿を目指すことで、愛称にも込められた「多くの人々が集い、ときめき、メキメキ成長できる場所」として、未来・図書館が一人一人にとって、豊かな未来を創造できる居場所となることで、市民や地域にとって現在、そして未来が『いい日々、いい時間。』となるよう継続的に支援を行うことを基本理念としています。

## ２　基本方針

**ア　誰もが訪れやすく、きめ細やかなサービスを提供する施設**

全ての市民にとって訪れやすい施設とするために、誰もが快適に過ごすことができ、気兼ねなく利用することができる場づくりを行います。また、全ての市民に対して、心を豊かにするための学び、文化、生涯学習との出会いを提供するとともに、市民の暮らしに関わる課題の解決に向けた支援を行います。

**イ　一人一人の居場所、気付きがある施設**

幅広い世代、多様な人々が、日常利用できる公園のように気軽に過ごすことができる居場所となるよう、自発的な学びと好奇心を育み、文化的で豊かな生活を支えていくための場づくりを行います。

**ウ　絶え間ない交流、活動が生まれる施設**

人と本（情報）だけでなく、人と人、学校や企業、施設、市民団体などの地域の様々なものとつながり、交流や自発的な活動が生まれる場づくりを行います。

**エ　こどもの学び、成長、楽しみに役立つ施設**

未来を担うこどもたちが「本を選ぶ楽しさ」や「新たなことを知るよろこび」、「人に伝えるうれしさ」を得ることができる場づくりを行います。

**オ　地域の記憶を収集・保存・編集し、活用していく施設**

人々の記憶を地域全体の貴重な記憶として共有していくための資料の収集や保存、提供などの活動を通して、地域の過去・現在・未来をつないでいき、地域の歴史・文化の学びの場や、将来変化へ柔軟に対応する活動の場づくりを行います。

**カ　中心市街地のシンボルとして誇りと愛着を感じることができる施設**

施設を訪れる人や働く職員がいきいきと輝き、施設全体が希望と優しさに満ちあふれた活動の場となることで、まちのシンボルとしての誇りと愛着を感じられる雰囲気を醸成します。

# 未来・図書館の概要

未来・図書館
あつめき

## 複合施設の概要

計画地　：厚木市中町一丁目717番地ほか
敷地面積：約12,800㎡

建築面積：約5,700㎡
延床面積：約47,800㎡
高　　さ：約43m
階　　数：地下1階、地上９階
構　　造：鉄骨造、免震構造

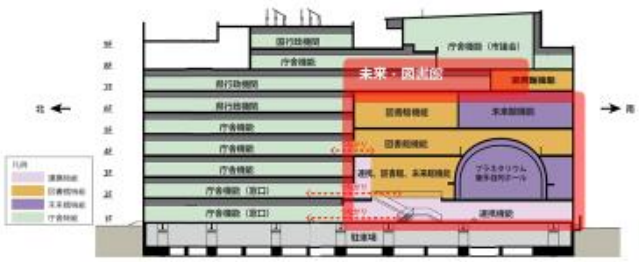


※画像はイメージであり、今後変更になる可能性があります。

## 複合施設の機能

市庁舎、消防本部、国県の行政機関、未来・図書館

庁舎機能（市庁舎、消防本部、国県の行政機関）と一体となった建物に未来・図書館などを整備することにより、各機能が互いに関係し合い、相乗効果が生まれる場となることを目指します。




## 未来・図書館の概要

**屋上**
- 天体観望ルーム　有料

**５階**
- 体験・展示コーナー
- 工房　有料
- 児童書エリア・閲覧席

**４階**
- 一般書エリア・閲覧席
- 静かな部屋

**２階**
- プラネタリウム兼多目的ホール　有料
- ティーンズラウンジ
- 一般書エリア・閲覧席

**１階**
- カフェ
- ギャラリー
- 屋外広場　有料
- 市民ラウンジ
- イベント広場　有料
- 予約本受取コーナー

広場的スペースの吹き抜け廻り（イメージ）

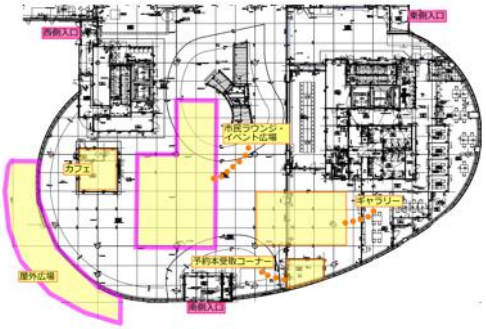


# 1階 土と根 ～交流のフロア～

誰もが訪れやすく交流の起点となる空間

※画像や図面はイメージであり、今後変更になる可能性があります。

## 平面図




### カフェ

利用者の交流や憩いの場とするカフェを設置し、民間事業者が運営します。

### 市民ラウンジ・イベント広場 有料

目的に合わせて自由に過ごすことができるラウンジを設置し、イベント広場としても活用します。

### 屋外広場 有料

観覧席のある屋外広場を設置します。

### ギャラリー

市民団体などと協働した展示などを行うギャラリーを設置します。

### 予約本受取コーナー

予約した図書等を自分で借りる手続きができる予約棚と自動貸出機を設置します。

# 2階 空と枝 ～広がりのフロア～

充実した時間と居場所を創出する空間

プラネタリウム兼多目的ホール（イメージ）

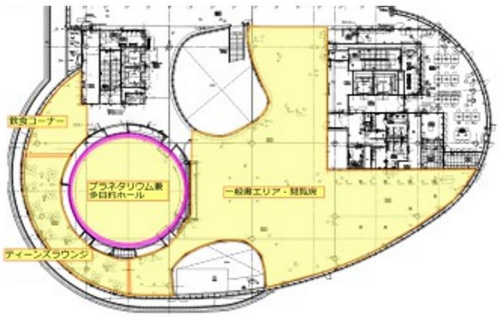


### プラネタリウム兼多目的ホール 有料

星空を上映するだけでなく、様々な情報発信を行う場やミニコンサートなど多目的に使えるホールとしての利用もできます。

※画像や図面はイメージ であり、今後変更になる可能性があります。

## 平面図




### ティーンズラウンジ

中高生に相当する青少年を優先するスペースを配置します。
読書や自習はもちろん、自律的に同世代とゆずり合い、認め合いながら個性豊かな人間として成長していくための居場所、交流、活動の場とします。

### 一般書エリア・閲覧席

青少年に人気の音楽やスポーツに関する本のほか、図書館に馴染みのない利用者の方も手に取りやすい雑誌や文庫を配置します。

一般書エリア・閲覧席（イメージ）



# 4階 森と幹 ～本のフロア～

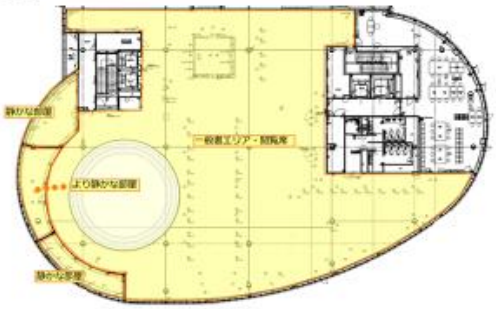
知的好奇心を満たす空間



一般書エリア・閲覧席（イメージ）

※画像や図面はイメージであり、今後変更になる可能性があります。

## 平面図




### 一般書エリア・閲覧席

幅広い分野の資料を配架し、過去の新聞記事や法律情報のデータベースを利用できる専用端末のほか、好みや気分で自分の居場所を選ぶことができる多様な閲覧席を配置します。

また、日常の課題解決のため、司書による調査・相談（レファレンス）を拡充し、気軽なコミュニケーションを通じて最適な資料を提供します。

### 静かな部屋・より静かな部屋

集中して読書や資料の閲覧ができる部屋を配置します。また、利用目的に合わせて居場所を選ぶことができるよう、防音レベルの異なる部屋とします。

# 5階 風と葉っぱ ～わくわくのフロア～

新たな気づきや興味を呼び起こす空間

展示室（イメージ）

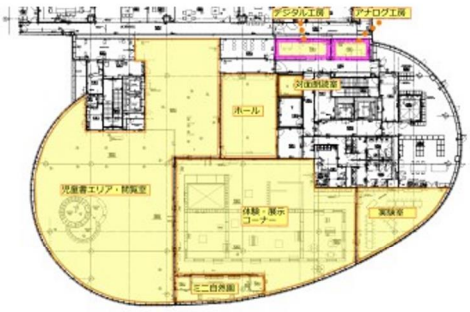


### 体験・展示コーナー

「感性」や「記憶」を刺激する体験装置を備えた常設の展示に加え、定期的にテーマを変えて特別展示を実施します。

※画像や図面はイメージであり、今後変更になる可能性があります。

## 平面図




### 児童書エリア・閲覧席

児童書や絵本、紙芝居などを配架します。子どもや保護者の方がゆっくりと居心地のよい時間を過ごすことができような席を配置します。

### 工房 有料

アナログからデジタルまで、様々なものづくりが可能となる設備を兼ね備えた工房を配置します。



工房（イメージ）

# 厚木市立未来・図書館条例及び施行規則の骨子に対するパブリックコメント実施要領

## １　目的

令和 10 年１月の供用開始を予定している厚木市未来・図書館について、地方自治法第 244 条に規定される公の施設として設置するため、同法第 244 条の２第１項の規定に基づき厚木市立未来・図書館条例等を制定するに当たり、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り意見を反映するため、厚木市市民参加条例第６条第３項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

## ２　パブリックコメント手続の対象

厚木市立未来・図書館条例及び施行規則の骨子

## ３　パブリックコメント手続実施の周知方法

(1) 広報あつぎ（10 月 15 日号）への掲載
(2) 厚木市ホームページへの掲載
(3) 厚木市 LINE 公式アカウントによる発信

## ４　厚木市立未来・図書館条例及び施行規則の骨子の閲覧及び配布

次に掲げる場所等で 10 月 15 日から 11 月 16 日まで閲覧を行います。

なお、資料の配布を希望する場合は中央図書館（電話 046-223-0033）に連絡してください。

(1) 中央図書館（厚木シティプラザ２階・４階）
(2) 市役所第二庁舎３階市民協働推進課
(3) 市役所本庁舎３階市政情報コーナー
(4) 各公民館・地区市民センター及び上荻野分館
(5) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
(6) 保健福祉センター
(7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ６階）
(8) 神奈川工科大学厚木市子ども科学館
(9) 市ホームページ

≪市ホームページ閲覧ページ≫

https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/chuotoshokan/2/53971.html

## ５　意見等提出期間

令和８年 10 月 15 日（木）から 11 月 16 日（月）まで

※ 郵送の場合は、11 月 16 日（月）消印有効とします。

## ６　意見等提出資格

(1) 市内に居住する方

(2) 市内に通学し、又は通勤する方

(3) 市内において活動する個人又は法人その他団体

(4) 市に納税の義務がある方

## ７　意見等提出方法

次の方法により提出してください。

(1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。

≪電子申請システム（申し込みフォーム）≫

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142123-u/offer/offerList_detail?tempSeq=134614

(2) 市公式 LINE により提出する。

(3) 意見提出用紙を持参する。

ア　厚木シティプラザ４階 中央図書館事務室へ直接提出

イ　市役所本庁舎３階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

ウ　次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

(ｱ) 市役所本庁舎１階

(ｲ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

(ｳ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

(ｴ) 中央図書館

(ｵ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ６階）

(4) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先 〒243-8511　厚木市市民交流部中央図書館宛て

(5) 意見提出用紙をファックスで送信する。
ファックス番号 046-223-3183
(6) 意見提出用紙を電子メールで送信する。
メールアドレス 9000@city.atsugi.kanagawa.jp
※ 電子メールの件名「厚木市立未来・図書館条例及び施行規則の骨子パブリックコメント意見」

## 8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、厚木市立未来・図書館条例及び施行規則の制定に当たって参考とします。
なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。
(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。